

四万十市省エネ家電製品等買替促進事業 Q&A

	質 問	回 答
1	どのような制度ですか。	・エネルギー価格等の物価高騰の影響を受ける市民の家計負担の軽減を図るため、エネルギー消費性能の優れた省エネ家電製品等（以下「省エネ家電」という。）への買い替えの費用の一部を補助することで、省エネ家電への買い替えを促進し、温室効果ガス排出量の削減による地球温暖化対策を推進するとともに、家庭における電気料金の負担軽減を支援する制度です。
2	制度を利用できる対象者の条件はありますか。	・四万十市内に所在する店舗、事業所等から補助対象となる省エネ家電を買い替え、居住する市内の自宅等に設置する方。 ・四万十市に住民登録のある方。 ・世帯全員が市税（延滞金等を含む）の滞納がない方。 ・転売を目的としない方
3	市外の店舗で購入した家電も対象になりますか。	・対象になりません。 ・四万十市内の店舗、事業所等で購入した省エネ家電が対象となりますので、インターネット、通信販売などによる購入も対象となりません。
4	店舗併用住宅の場合、申請できますか。 店舗併用住宅の店舗に設置・使用する場合、対象となりますか。	・住宅部分への設置であれば対象となります。 ・生活者支援を目的としていますので、店舗、事業所等に設置、使用するものは対象となりません。
5	別荘などで使用する場合、申請できますか。	・申請者が住民登録をしている住居において使用することを前提としています。
6	世帯主でなくても申請できますか。 申請回数に制限がありますか。	・同一世帯の方であれば、世帯主以外の方でも申請できます。 ・申請は、1世帯あたり1回です。複数台購入される場合は、1回にまとめて申請してください。
7	二世帯住宅に居住の場合、申請回数はどうなりますか。	・二世帯住宅など同じ住所に居住されている場合でも、住民票上別世帯であれば、どちらの世帯も申請（1回）することができます。
8	同居していない息子が、代わりに申請できますか。	・同一世帯であれば申請できます。 ・同一世帯でない場合、息子さんの名前では申請できませんが、手続きを代わりに行うことはできません。
9	申請者と使用者が異なっても対象になりますか。	・申請者（同一世帯の方）が使用することを前提としています。
10	引っ越しを期に、買い替える際、購入前と購入後で住所が異なりますが対象となりますか。	・対象となりますが、市外へ転出する場合は対象となりません。
11	市外から四万十市への転入を予定していますが、申請できますか。	・四万十市に転入後、申請できますが、事前にお問い合わせください。
12	国や県の支援事業の助成と重複して受けることはできますか。	・他の同種の助成（補助金）を受けることはできません。
13	対象となる省エネ家電は何ですか。また、どうやって確認できますか。	・エアコン（★3以上） ・電気冷蔵庫（★3以上） ・電気冷凍庫（★3以上） ・テレビ（19v型～38v型 ★3.5以上、39v型～★2以上） ・エコキュート（★4以上） ・ガス温水機器（★3以上） ・LED照明器具（LEDの電球等のみの交換は対象外）（★4以上） 以上の7品目が対象となり、品目ごとに対象となる省エネ性能（多段階評価点：★の数）の基準を設けています。 ・省エネ性能の基準は、購入店舗等で確認するか、省エネ型製品情報サイト（ https://seihinjyoho.go.jp ）で確認できます。
14	オリジナルモデルは対象になりますか。	・家電量販店のオリジナルモデルは「省エネ型製品情報サイト」に掲載されていない場合があります。販売店の表示やカタログを確認の上、省エネ性能基準の証明書が必要となります。
15	リース・レンタル品は対象になりますか。 リユース品は対象になりますか。	・対象になりません。（申請者に所有権がないものは対象外です。） ・対象になりません。（新品・未使用品であるものを対象としています。）

16	補助額はいくらですか。	・補助対象経費の1/3の額（千円未満切捨て）となり、1台あたり5万円が上限となります。
17	補助対象経費とは何ですか。	・省エネ家電の購入額（税抜）が対象となり、①取付け工事費、②リサイクル料、③配送料、④値引き、⑤ポイント利用などは対象となりません。
18	対象となる省エネ家電をまとめて買ったら、全てが対象となりますか。（何台まで対象となりますか。）	・3台まで対象となりますが、LED照明器具は、複数台（2台以上）買い替えてもその合計金額を1台分として補助対象経費とみなします。
19	買替えてなく、新たに購入する省エネ家電も対象になりますか。	・対象になりません。（買い替えが対象となります。）
20	エアコンを廃棄して、テレビを購入する場合、対象となりますか。	・対象になりません。（買い替え前と同じ対象品目が対象となります。※テレビならテレビ、エアコンならエアコン）
21	エアコン1台を廃棄して、エアコン2台を購入する場合、対象となりますか。	・1台のみ対象となります。
22	廃棄予定のエアコンを知人に譲ったり、リサイクルショップなどに売り払い、エアコンを購入する場合、対象となりますか。	・対象になりません。
23	どのように申請すればいいですか。	・必ず購入前に補助金交付申請書（様式第1号）に必要書類を添えて提出してください。 申請後、市役所から交付決定通知書（様式第2号）を受領後、申請した省エネ家電を購入してください。 購入後、実績報告書兼請求書（様式第5号）に必要書類を添えて提出してください。 ※申請内容（購入金額、購入省エネ家電など）を変更等する場合は、購入前に変更（中止）承認申請書（様式第3号）を提出し、承認を受けてください。 ※実績報告書受付（書類確認）後、請求書に記載された指定金融機関に振込まれます。
24	いつから申請（受付開始）できますか。 このキャンペーンはいつまでやっています	・令和6年5月25日（土）から申請できます。 ※5月25日、26日（日）のみ、土日の受付を行います。 ・令和7年1月31日（金）まで受け付けますが、予算に達し次第終了となります。
25	申請窓口（提出）はどこになりますか。	・次の窓口まで申請書を提出してください。（郵送申請可） 1 四万十市役所環境生活課 「四万十市省エネ家電製品等買替促進事業」担当 〒787-8501 四万十市中村大橋通4-10 2 西土佐総合支所地域企画課 「四万十市省エネ家電製品等買替促進事業」担当 〒787-1601 四万十市西土佐江川崎 ※受付日時は、市役所開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで ※購入店舗等での申請書提出はできません。 ※郵送申請する際は、必ず連絡先を記入してください。
26	申請書等はどこで入手できますか。	・市ホームページからダウンロードできます。 ・環境生活課、地域企画課の窓口でも受取れます。
27	申請等に必要書類は何ですか。	・購入前の申請時に必要な書類は以下となります。 1 四万十市省エネ家電製品等買替促進事業補助金交付申請書（様式第1号） 2 見積書（買替を予定して省エネ家電の補助対象経費と補助対象外経費が確認できること） 3 買換え前の家電製品の設置状況が確認できる写真 ・購入後の報告（請求）時に必要な書類は以下となります。 1 四万十市省エネ家電製品等買替促進事業実績報告書兼請求書（様式第5号） 2 領収書等の写し（購入した省エネ家電の補助対象経費と補助対象外経費が確認できること） 3 購入した省エネ家電の型番、製造番号が確認できるメーカー保証書の写し 4 買換え前の家電製品が家電リサイクル対象製品にあっては家電リサイクル券（グリーン券）の写し 5 購入した省エネ家電の設置状況が確認できる写真 6 その他市長が必要と認める書類

28	見積書、領収書はコピーでもよいですか。	・コピーを提出してください。 原本をご提出いただいても返却はいたしません。
29	見積書、領収書について、詳しく教えてください。	・四万十市内の店舗等で購入する（した）ことが照明できるもの。 ・申請者（購入者）の氏名が記載されているもの。 ・購入する（した）省エネ家電の「製品名」「支払金額（内訳）」「見積日、購入日（支払日）」が確認できるもの。
30	同時に補助対象品目以外の家電製品を購入する場合、どのように申請すればよいですか。 領収書に補助対象品目以外の家電製品が記載されています。添付書類として問題ありますか。	・補助対象品目のみを補助対象経費として申請してください。 ・見積書、領収書ともに補助対象経費が確認できるものであれば、そのまま提出していただいて構いません。
31	クレジットカードや電子マネー決済などで支払った場合、対象となりますか。	・対象となります。 領収書等が必要となりますので、購入店舗等に領収書等の発行についてご確認ください。
32	メーカー保証書とはどのようなものですか。	・省エネ家電に添付されている製品製造者（メーカー）が発行する保証書のことで、①製品名、②製品型番、③製造番号、④お買い上げ日等が記載されているもの。 ・購入店舗等が発行する保証書とは違います。
33	A店でテレビ、B店でエアコンを購入した場合、どのように申請すればよいですか。	・A店、B店それぞれの見積書を添付して、同時に申請してください。 購入後、実績報告書を提出する際も領収書等それぞれ必要書類を添付してください。
34	交付決定後、購入金額が見積額より高く（安く）になりました。どうすればよいですか。	・省エネ家電を購入前に、再度見積書を徴取して、四万十市省エネ家電製品等買換促進事業変更（中止）承認申請書（様式第3号）を提出してください。 ・事業変更（中止）交付決定通知書（様式第4号）を受領後、変更した省エネ家電を購入してください。
35	領収書、メーカー保証書を捨ててしまいましたどうすればよいですか。	・購入した店舗、事業所等にお問い合わせください。
36	補助金の振込先は申請者名義以外の口座でも可能ですか。	・申請者と口座名義人は同一にしてください。 ※事業所名入りの個人口座は不可です。
37	申請から購入可能までの期間、購入後請求から補助金が振り込まれる期間はどのくらいですか。	・申請書を受け付けてから審査を行うため、1週間から2週間ほどかかります。 ・請求書を受け付けてから確認を行うため、3週間ほどかかります。
38	購入した省エネ家電は、どれくらいの期間使用しなければなりませんか。	・減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数としています。
39		
40		
41		
42		
43		
44		
45		